富山県

＼中小企業・小規模事業者の価格転嫁を応援！／

価格転嫁サポート補助金

県内の中小企業・小規模事業者の適切な価格転嫁を推進するため、
価格転嫁による経営改善を図る企業に対して、
そのコンサルティング費用を補助します。

中東情勢の影響を受ける事業者の価格転嫁を促進するため、6月１日から補助上限額を２５万円⇒５０万円に引き上げます！

補助対象者　富山県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者
※個人事業主も対象となります

補助対象経費　価格転嫁を含む経営改善を目的とするコンサルティング費用

補助率　補助対象経費の１/２　（補助上限額５０万円）　6月１日から引き上げ！

申請条件　本補助金を申請する際は、県内金融機関の価格転嫁推進サポーターまたは県内商工団体の経営指導員等による推薦が必要です。

募集期間　令和８年４月１日（水）～令和８年１１月３０日（月）まで
※事業実施期間は交付決定のあった日から令和９年１月２９日（金）まで

申請方法や詳細については富山県ホームページをご確認ください。
※右のQRコードまたは 富山県　価格転嫁サポート補助金 からご確認いただけます。

お問い合わせ
富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
地域産業・商業活性化担当　TEL：０７６－４４４－３２４９